

令和7年度(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者
(空手道コーチ1・2)更新研修会開催要項

標記研修会が実施されますのでご案内いたします。
有資格者で、受講を希望される方は、事務局までお申込みください。

申込書受付締切日:令和7年9月16日(火)(※9月18日(木)に近畿地区へ発送します。)

必着厳守

主催 : 公益財団法人全日本空手道連盟
主管 : 全日本空手道連盟近畿地区協議会
開催日 : 令和7年10月19日(日)
会場 : 大阪府立体育会館 第2競技場
〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中3-4-36 TEL:06-6631-0121
地下鉄御堂筋線 難波駅下車南へ 徒歩3分
時程 : 9:00~9:20 受付
9:20~9:30 開講式
9:30~10:30 講義
10:30~12:40 実技講習 空手衣持参
13:40~16:10 実技講習
16:10~ 閉講式

対象者 : 次に該当する(公財)日本スポーツ協会公認空手道コーチ1(旧指導員)・2(旧上級指導員)の資格保有者。

- (1) 原則として更新研修会未修了の者。
- (2) 再登録申請

次に該当する者は資格の更新に再登録申請が必要となります。
有効期限が2025年3月31日以前の者。(資格切れ受付・再登録です。)
登録有効期限が過ぎて、4年以内の者で、指導者として引き続き積極的に活動できる者。

※ 資格復活に際し、審査料として5000円を徴収する。
復活登録申請書 兼 申請要件調査書を提出する事。

受講料 : 18,500円 ※一旦納入された受講料は返却されません。(※手数料含む。)

○ 振込先

口座番号	00960-3-330069
加入者名	兵庫県空手道連盟

【事業番号】 ***-25506

☆受講料は、郵便振込用紙の通信欄に【事業番号】を記入して下記の口座に振り込んでください。

(***には評議員番号か会員番号を記入。明細記入は不要です。)

申込手続 : 必要事項を記入した別紙申込書と、振込用紙のコピーを同封して(申込書には(※郵送のみ) 貼り付けないでください。)、事務局まで郵送してください。

※FAXは不可です。(押印が必要な為)

送付先 : 〒651-0056
神戸市中央区熊内町5-9-19 KIC内
兵庫県空手道連盟 事務局 宛

※FAX不可 (押印が必要な為)

申込書必着
郵送のみ
9月16日(火)

携行品 : 空手道教範、筆記具、全空連会員証、空手衣

※事務局受付後、約2日後より、ホームページにて、受付状況の確認が出来ますので、ご活用ください。

令和7年度公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者
(空手道コーチ1・2) 更新研修会受講申込書

フリガナ		性別	生 年 月 日	
氏名	印	男・女	(西暦 年)	年 月 日 (満 歳)
			昭和 平成	
住所	〒	電 話 番 号		
		(自宅)		
		(携帯)		
		有効期限 (西暦)		
日本スポーツ協会資格 (○印)	種 別	登録番号1		
		登録番号2		
		登録番号:		
所属都道府県名	兵庫県空手道連盟			

全空連会員証写
(又は、会員申請証明書写)

貼 付

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録証写

貼 付

指導者資格復活申請書記入例

1. 指導者氏名:資格復活申請者本人及び捺印

2. 資格復活申請理由

- (1) 更新登録手続きの失念
- (2) 資格更新有効期限の失念
- (3) 業務と更新義務研修会日程の重複により、受講することができなかった。
- (4) 有効期限が切れたことにより、資格が失効したものと思い、更新研修会も受講しなかった。
- (5) 長期出張や転勤等により、日程の調整ができず更新研修会を受講することができなかった。
- (6) 長期にわたり仕事の関係等の理由により海外に滞在していた。
(証明書を添付すること。)
- (7) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた。
(証明書を添付すること。)

3. 今後の指導活動予定

公認スポーツ指導者として、今後も地域(道場、学校等)で、活動を行う為。

* 資格復活申請理由及び今後の指導活動予定は、上記記入例が全てではありません。参考にして記入してください。

なお、申請書のⅢ. 今後の指導活動予定については、必ず100字以上記入してください。

資格有効期限の説明について

公益財団法人 全日本空手道連盟

2025年10月19日(日)開催用

記載内容	有効期限	説明
1	2027/3/31 ～2030/3/31	今回受講しても、受講しなくてもよい。 (有効期限の6ヶ月前までに更新研修会を受講すれば更新が可能となる)
2	2026/9/30	未受講の方は今回受講しなければ失効期間が発生するため、今回受講し更新可能な要件を満たす必要がある。
3	2026/3/31	今回受講し更新可能な要件を満たす必要がある。 (2026/9/30まで一時的に失効期間が発生するが、2026/10/1以降からの更新が可能となる)
4	2025/9/30	今回受講しなければ再登録申請の手続きが発生するため、今回受講し更新可能な要件を満たす必要がある。 (2026/9/30まで一時的に失効期間が発生するが、2026/10/1以降からの更新が可能となる)
5	2025/3/31以前	今回の受講と合わせ、資格復活申請(所定申請書の提出と審査料5,000円の納入)を行う必要がある。(2026/10/1以降からの更新が可能となる)

注) 記載内容2の有効期限2026/9/30の指導者が、今回更新研修を受講しないで来年9月末まで(来年前期)に受講した場合、「有効期限内の受講ではあるが資格有効期限の6ヶ月前までに更新研修を修了すること。」という日本スポーツ協会の登録手続きの関係により、2026/10/1付登録とならず、2027/4/1付登録となる。